

観光に関する統計整備

平成 20 年 5 月 1 日

田辺孝二

1. 検討の対象

観光情報の総合的把握に関する統計整備のあり方を検討する。

2. 観光に関する統計整備の現状

(1) これまでの統計整備の取り組み

- ・「政府統計の構造改革について」（内閣府経済社会統計整備推進委員会、平成 17 年 6 月） 観光統計の体系的な整備の必要性に言及。
- ・「観光統計の整備に関する検討懇談会報告書」（平成 17 年 8 月）
地域間（都道府県）の比較、経済効果・景気動向の把握、観光統計の体系化の 3 点を目的とした観光統計の整備を図ることとし、その中でも喫緊の課題として、宿泊統計の速やかな整備を提言。
- ・宿泊統計調査の整備
平成 18 年 2 月 宿泊旅行統計調査（仮称）第一次予備調査の実施
平成 18 年 8 月 宿泊旅行統計調査（仮称）第二次予備調査の実施
平成 19 年 1 月 宿泊旅行統計調査（承認統計）の実施
調査対象：従業者数 10 人以上のホテル、旅館及び簡易宿泊所
調査事項：客室数、従業者数、延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数、国籍別外国人延べ宿泊者数、県内外別延べ宿泊者数など
- ・「観光立国推進基本計画」（平成 19 年 6 月 29 日閣議決定）

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

(国民の観光に関する統計の整備)

平成 15 年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成 19 年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成 22 年から実施する。

また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成 22 年に共通基準での調査の実施を目指す。

(訪日外国人旅行者に関する統計の充実)

独立行政法人国際観光振興機構が昭和50年度から実施している「訪日外客訪問地調査」について、「宿泊旅行統計調査」との整合性を考慮しつつ、平成20年度に調査項目等の見直しを行う・

また、独立行政法人国際観光振興機構が平成17年度から実施している「訪日外客消費動向調査」について、日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」との整合性を考慮しつつ、平成20年度を目途に調査項目等の見直しを行う。

3. 観光情報の総合的把握に関する課題

① 宿泊旅行統計調査の継続的な整備

ホテル・旅館は開業・廃業が多いことへの対応、従業者10人未満の施設を含む全宿泊施設の把握など、継続的な整備を図っていく必要がある。

② 都道府県別観光統計の統一的な作成

都道府県における観光入込客数・観光消費額の統計は、観光入込客の定義、調査内容・方法等が異なっており、地域間の比較が不可能であり、実態をどの程度把握しているか問題がある。

このため、共通基準を策定し、共通基準に則って都道府県の観光統計調査が実施される必要がある。

現在、国土交通省観光統計の整備に関する検討懇談会観光入込客統計・観光消費額統計分科会において、共通基準について検討されている。

③ 訪日外国人旅行者に関する統計の整合性の確保

独立行政法人国際観光振興機構の「訪日外客消費動向調査」と日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」は、いずれも外国人旅行者消費額を調査しており、調整が必要である。

④ 観光産業の総合的な経済活動を表す観光サテライト計算（TSA）の整備

観光がもたらす経済効果を総合的に把握するとともに、国際間比較を行うために、国際的に導入が進んでいる観光サテライト計算（TSA）の早急な整備を図る必要がある。未作成の観光生産勘定、国内供給及び観光産業消費などの表を作成するため、必要な統計調査を実施する。

また、地域における観光政策を検討するためには、地域における観光分野の経済活動を捉える地域TSAを整備する検討を行うことが望まれる。